二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
茗荷古
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
三重県熊野市井戸町
字大馬谷　二一六〇番二
二一六〇番八及び二一六〇番一〇
二一六二番
二一六九番
二一七一番
四四九二番三
四四九五番一
四四九六番から四四九八番まで
四五〇二番一及び四五〇二番二
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上大長田谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
三重県熊野市金山町
字水元　一〇六六番四及び一〇六六番一〇
一〇六七番及び一〇六七番一
一〇六八番
一〇七〇番
一〇七一番一
一〇七四番四
一〇八三番及び一〇八四番
一〇八五番
一〇八六番三及び一〇八六番四
字葛原
二二〇九番一
二二一〇番一
二二一一番
字立尾
二一五六番及び二一五七番
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
紺屋地谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
三重県熊野市井戸町
字弓場　二三一四番から二三一六番まで
四二九五番
四二九六番及び四二九六番一
字ムクロジ　四二九七番及び四二九八番

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ジャングの谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
三重県南牟婁郡紀宝町高岡
字蛇崩　二三三番二、二三三番四、二三三番五及び二三三番七
字細尾　二四三番及び二四三番一
字平野　二四四番一から二四四番三まで
四二七番及び四二八番
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大和田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
三重県南牟婁郡紀宝町浅里
字大和田　四二一番一から四二一番七まで
四二二番一及び四二二番二
六六一番
字和田奥
四二三番から四二九番まで
四三〇番一から四三〇番三まで
四三一番から四三五番まで
四四〇番
四九二番
四九二番一から四九二番三まで
四九三番
四九四番及び四九四番一
四九五番から四九八番まで
四九八番一及び四九八番二
四九九番から五〇一番まで
五〇二番及び五〇二番一
五〇三番及び五〇三番一
五〇四番から五〇六番まで
六五九番及び六六〇番
六七七番一から六七七番四まで
六七八番
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
里地谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
三重県南牟婁郡紀宝町神内
字市阪　一二〇八番一
一二三六番
一二三七番及び一二三七番二
一二三八番
一二三九番及び一二三九番一
一二四〇番
一二八六番から一二八九番まで
一二三四番及び一二三四番一
一二九〇番
一二九二番及び一二九二番一
一二九三番及び一二九三番一
一三二三番一
字船谷　一二〇九番
一二三五番

○国土交通省告示第六百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年五月二十四日
国土交通大臣　前田　武志
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
片くせ谷
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を明治三十八年内務省告示第二十五号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第三千五百三十二号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）
富山県中新川郡立山町芦峅寺
字山田割　二三番　一号
六番　二号
三番　三号
字口山田割　一〇番一　四号
一一番　五号
字北田割　三五番　六号から八号
三八番　九号から十一号
字登立割　五六番一　十二号
三七番　十三号
三一番　十四号

○国土交通省告示第六百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年五月二十四日
国土交通大臣　前田　武志
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
種子田川
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長崎県平戸市水垂町
字迎田　一号
九四番　二号
九五番　三号
九六番　四号
一〇〇番イ　五号及び十六号
九〇番一　六号
一〇一番一　七号
八九番一　八号から十一号
八九番七　十二号
一〇一番三　十三号及び十五号
八九番四　十四号
字種子田　二五番　十七号
五〇番第四　十八号及び十九号
五〇番第三　二十号
五〇番第一　二十一号
ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）
長崎県平戸市水垂町
字種子田　又二一番
二二番第一
二三番
二四番
二五番
字迎田　九七番
九八番
九九番
一〇〇番イ
一〇〇番ロ